（様式１）

神戸市ICTガバナンス・情報セキュリティ対策支援業務

公募型プロポーザル応募登録書兼誓約書

令和　　年　　月　　日

神戸市長 宛

神戸市が実施する神戸市ICTガバナンス・情報セキュリティ対策支援業務の公募型プロポーザルに対し、下記のとおり応募します。

応募にあたって、以下の参加資格等を有しており、本様式及び添付している提出物におけるすべての記載事項に虚偽や不正はなく、事実に相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てません。

また、別紙（秘密保持誓約書）のとおり、応募登録と企画提案にあたって知り得た一切の事項について第三者へ漏らさないことを誓約します。

＜参加資格等＞

（「神戸市ICTガバナンス・情報セキュリティ対策支援業務公募型プロポーザル実施要領」より抜粋）

次に掲げる条件のすべてに該当すること

1. 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないものであること
2. 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は、再生手続きを行っている者でないこと。
3. 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
4. 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条に基づく、除外措置を受けていないこと。
5. 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税等、これらの税金を滞納していないこと。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 応募登録の項目 | 応募登録者による記入欄 |
| １ | 応募登録者の名称 | 業者番号（神戸市競争入札参加資格を有する場合は番号を記入）商号又は名称所在地本業務受託先所在地代表者又は受任者の役職・氏名印　※ |
| ２ | 連絡先 | 部署名担当者氏名電話番号・FAX番号電子メールアドレス結果通知郵送先住所 |
| ３ | 資料送付方法 | 紙媒体での配布を希望する　　□ * 原則として、以下のリンク先からダウンロードいただく（非公開資料に関しては、ファイルストレージサービス（File Transfer Hyogo（大容量ファイル交換システム））での送付）こととなりますが、紙媒体での配布を希望する場合のみ「■」としてください。

＜資料ダウンロード先＞<https://www.city.kobe.lg.jp//a29931/r7_governance_rfp.html>●File Transfer Hyogo（大容量ファイル交換システム）について本サービスは、兵庫県及び県内市町が共同で運営しているサービス（Smooth File（株式会社CYLLENGE社））となります。 |
| ４ | 電子契約 | 電子契約可否　　□ 可　　□ 否* 上記「可」と回答いただいた場合、別添の「電子契約システム利用確認書」をご提出ください。本情報は、電子契約に係る手続きを行う場合に限り、利用させていただくものです。

●電子契約について（神戸市HP）<https://www.city.kobe.lg.jp/a32541/20220520_econtract.html> |

※この応募登録は、神戸市ICTガバナンス・情報セキュリティ対策支援業務委託契約を締結する場合に備えて、代表者名（契約に関する権限を委任する申請を行っている場合は受任者名）で行ってください。また，印鑑についても、契約を締結する際に用いる印鑑を使用してください。

＜別紙＞

秘密保持誓約書

　（貴社名を入力してください）　（以下「乙」という。）は、神戸市（以下「甲」という。）が実施する「神戸市ICTガバナンス・情報セキュリティ対策支援業務」（以下「本業務」という。）の調達に関し、以下のとおり秘密を保持することを誓約する。

（秘密保持の範囲）

第１条 本誓約書において秘密情報とは、本業務に関して甲から乙に開示される情報のうち、甲が開示に際して秘密であることを表示した一切の情報をいう。なお、口頭、実演、上映、投影、その他書面又は物品以外の媒体により秘密情報を開示する場合には、甲は開示する際に秘密である旨を明示し、且つ開示後30日以内に、当該秘密情報を書面にて取りまとめ、秘密である旨を明示した上で、乙に送付するものとする。

２ 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとする。

⑴ 乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか、又は公知の情報

⑵ 乙が甲から開示を受けた後、乙の故意又は過失によらず公知となった情報

⑶ 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（秘密情報の使用制限）

第２条 乙は、本業務を遂行する従業員以外の第三者に対して、秘密情報を遺漏・開示しないものとする。

２ 乙は、本業務を遂行する目的にのみ秘密情報を使用するものとし、他の業務目的に転用又は盗用しないものとする。

３ 前２項の規定にかかわらず、法令又は裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、乙は、要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

（損害賠償）

第３条 乙が前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

（秘密情報の廃却）

第４条 乙は、甲から要請された場合及び本業務が終了した場合並びに当該秘密情報を保有する必要が無くなったと判断する場合は、遅滞なく乙の責任において適切な廃却措置を講ずるものとする。

（秘密保持義務の継続）

第５条 乙は、本業務の終了後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

（その他）

第６条 本誓約書に定めのない事項または本誓約書に定めた各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。